

# 新潟民商

新潟民主商工会  
新潟市沼垂西3丁目  
電話(243)0141  
20年6月22日

## 料飲支部

料飲支部で飲食店を経営する会員Aさんから「持続化給付金が支給されました！」と喜びの連絡が入りました。

Aさんは白色で確定申告をしていて昨年の申告書には収入欄の記載と収受印がありませんでした。持続化給付金の申請に向けて民商の相談会に参加して収入の根拠になる収支内訳書の作成を、売上台帳を元にして作り上げ申請しました。その後5回程の手直しを行いましたが無事給付金が入金されました。



「途中で挫折そうになったけれど諦めなくて良かった。大変だけれど諦めないで商売を頑張っ

## しもまつ支部

氷販売業のAさん。顧客のほとんどがスナック・居酒屋などの飲食店です。かき氷屋さんにも販売しますが、イベントも中止で大打撃です。休業要請に悩んだスナック等は協力金の対象ですが、そこに卸しているAさんは対象外。無利子・無担保融資の申請や、民商の相談会で持続化給付金に挑戦しました。



Aさんは法人で、収受印がなく納税証明書を添付。事業概況説明書も役員さんと一緒に書き込みスマホで申請しました。10日後不備メールで、法人番号の記載を求められ再申請。そのまた10日後に給付金が振り込まれました。

「スマホにも不慣れ、事業概況説明書も一人では書けない。本当に助かった」との事です。

## 持続化給付金が続々と支給されています みんなで力を合わせて、この困難を乗り越えよう！

## 日程

- 6月25日(木) 三役会議
- 7月8日(水) 常任理事会
- 7月19日(日) 新潟民商定期総会

## 小針支部

小針支部で飲食店を経営する会員Aさん。新型コロナウイルスの影響で売上が落ち込み、給付金申請が開始された5月初旬より申請を試みましたが、しかし、税務署ではなく市役所申告をしていたAさん。帳簿と集計金額はシッカリしているものの様々な注文を付けられ6、7回の修正を行いました。途中で何度か「市役所申告では受理されないのでは？」という気持ちになりましたが、商売の状況を考えると、諦める訳にはいきませんでした。収入金額を記入して修正申告を行い、新旧2枚の申告書を添付して再申請すると6月中旬に入金がありました。



Aさんは「諦めずにじっくり取り組む事が大事ですね」と話しています。

## 松浜支部

松浜支部で飲食店を経営するAさん。新型コロナウイルスの影響で、ほとんどの予約がキャンセルになるなどで売上が激減しました。来客もまばらで仕入が読めないため、しばらく休業することに決断しました。中村支部長と相談会の呼びかけで訪問に行った日が偶然にも休業する前日で、その準備をしていた所でした。



北東ブロックの相談会に参加して必要書類を確認し、書類がそろったところで民商事務所にて申請を行いました。約一週間後に「添付書類が確認できない」との不備のメールが届き確認すると、添付した売上台帳が「真っ黒な画像」になっていました。改めて添付し申請し直すと、約一週間後に給付金が振り込まれました。

## 新型コロナで収入30%以上減 申請で保険料の減免・全額免除がされます

今回コロナウイルスの影響により国保料や介護保険料を大幅減免する措置が決まっていたのですが、6月15日に新潟市の対応が発表となりました。発表された内容は以下の通りとなります。

- ①減免される世帯は今年の事業収入等が前年より30%以上減の見込みである。
- ②前年の所得が1000万円以下である、また前年所得で減免率が変わる。
- ③減免対象の保険料は今年2月から来年3年分。すでに支払われた保険料は還付。

減免申請に準備するものは以下の通りとなります。

- ・国民健康保険料減免申請書
- ・昨年と比べて収入が3割以上減の見込みの計算(収入見込額等申告書)
- ・計算のもとになる記録・書類

※今後、民商では記載の仕方などの説明会も計画しますので、参加して減免をかちとりましょう

## 新商連青年部協議会 第39回定期総会お知らせ

日時：7月4日(土) 18:00 開会

会場：万代市民会館 (新潟市中央区東万代町9-1)

参加対象：各民商青年部から選出された代議員、県青協幹事・役員

懇親会費：1500円 (アルコール無しの方は500円)

※総会閉会後は懇親会を行ないます。(希望者のみ)

宿泊する場合、宿泊先は各自での予約になります。

県青協会計から宿泊費として5000円の補助と会場までの交通費を支給します。

問い合わせ

TEL

新潟民主商工会・宮澤

025-243-0141

図の①、②、③が提出書類になります。

変更後の提出書類	
休業等実施計画(変更)届	提出不要
雇用調整事業所の事業活動の状況に関する申出書	支給申請書に記載で不要 ※売上などの分かる書類は 支給申請書に添付
支給要件確認申立書	①支給要件確認申立書
緊急雇用安定助成金(休業等)支給申請書	②緊急雇用安定助成金 (休業等)支給申請書
助成額算定書	簡易になった事により不要
休業実績一覧表	③休業実績一覧表

これまでの雇用調整助成金は申請が複雑だったため利用件数が低迷しているのが現状で、次の図のように提出書類が変わります。

### 雇用調整助成金 手続き簡素化、申請しやすく

### 年に1度は健康診断を受けましょう

先週の商工新聞に労働安全衛生法に基づいた定期健診「集団健診(新潟市特定健診に基づく)」のチラシを入れました。

【労働安全衛生法に基づいた定期健診】

建設業に特化し、厚生労働省で定める内容です。

【集団健診でああなたの健康チェック】

新潟市特定健診に基づいた定期健診です。

例年、健康診断を受診されていた方は「集団健診・・・」を受診して下さい。また建設業の方で、元請業者から健康診断の証明書を要求されている方は「労働安全衛生法に基づく定期健診」を受診してください。

今回、2種類のチラシを入れたのは、新潟市から送られてくる「健康診断受診券」が1年に1度しか使えないためです。必要に応じてどちらの健康診断を受けるか判断してください。

